【昭和49年3月23日 省令第15号】

（改正後）

（第二十四条　削除）

（改正前）

（政令で定める有価証券の準用）

**第二十四条**　第二条から前条までの規定は、第一条第三号に掲げる有価証券について準用する。

【昭和48年1月30日 省令第5号】

（政令で定める有価証券の準用）

**第二十四条**　第二条から前条までの規定は、第一条第三号に掲げる有価証券について準用する。